

○総務省令第四十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月四日

総務大臣 山本 早苗

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項第八号の(2)(二)を削り、同(2)(三)中「放射妨害波」を「並びに放射妨害波」に、「妨害波電力（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものを除く。）」を「電界強度」に改め、同(三)を同(2)(二)とする。

第四十六条の二第一項第八号の(3)を次のように改める。

(3) 妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものに限る。）。

(一) 電源端子における妨害波電圧

周波数帯（ISM用周波

許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）

数に係る部分を除く。）		準 尖 頭 値	平 均 値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	満	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇kHz以上五MHz以下		五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下		六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(二)

三メートルの距離における磁界強度

周波数帯 (ISM用周波数に係る部分を除く。)	準尖頭値の許容値 (毎メートルマイクロナンペアを〇デシベルとする。)
一〇kHz以上一五〇kHz未満	四八・五デシベル
一五〇kHz以上三〇MHz未満	三九デシベルから三デシベルまで ※

注一 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二 この表の規定にかかわらず、五二六・五kHzから一、六〇六・五kHzまでの周波数においては、一八デシベルとする。

(三)

一〇メートルの距離における電界強度

周波数帯 (ISM用周波)	準尖頭値の許容値 (毎メートルマイクロナンペアを〇デシ)

数に係る部分を除く。)	ベルとする。)
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満	五〇デシベル
八一・八八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができ。

第四十六条の二第一項第八号の(4)中「、放射妨害波」を「並びに放射妨害波」に、「及び妨害波電力」を「及び電界強度」に、「(一)から(四)まで」を「(一)から(三)まで及び(四)又は(五)」に改め、同号の(4)(三)及び(四)を次のように改める。

(三) 放射妨害波の磁界強度

周波数帯	ループアンテナの直径ごとの準尖頭値の許容値（一マ イクロアンペアを○デシベルとする。）		
	直径二メートル	直径三メートル	直径四メートル
一〇kHz以上七〇kHz未満	八八デシベル	八一デシベル	七五デシベル
七〇kHz以上一五〇kHz未満	八八デシベルか ら五八デシベル まで (1)	八一デシベルか ら五一デシベル まで (1)	七五デシベルから 四五デシベルまで (1)
一五〇kHz以上二・二MHz以下	五八デシベルか ら二六デシベル まで (1)	五一デシベルか ら二一デシベル まで (1)	四五デシベルから 一六デシベルまで (1)
二・二MHzを超え三MHz未満	五八デシベル	五一デシベル	四五デシベル

三MHz以上三〇MHz以下

二二デシベル

一六デシベル
まで (2)

二デシベル
まで (2)

注一 最大となる長さが、一・六メートル以内の機器には直径二メートルの、一・六メートルを超え二・六メートル以内の機器には直径三メートルの、二・六メートルを超え三・六メートル以内の機器には直径四メートルのループアンテナをそれぞれ使用することとする。

二 (1)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

三 (2)を付した値は、周波数の対数に対して直線的に増加した値とする。

(四) 放射妨害波の電界強度

周波数帯	三〇MHzを超え二三〇MHz以下	四〇デシベル	測定距離ごとの準尖頭値の許容値(毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。)
	一三〇MHzを超え三〇〇MHz以下	四七デシベル	
		三メートル	
		一〇メートル	

第四十六条の二第一項第八号の(4)に次のように加える。

(五) 妨害波測定用結合減結合回路網により測定される妨害波電圧

周波数帯	三〇MHzを超え一〇〇MHz以下	準尖頭値の許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
	一〇〇MHzを超え二三〇MHz以下	六四デシベルから五四デシベル ※
	二三〇MHzを超え三〇〇MHz以下	五四デシベル
		六一デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

第四十六条の二第一項第八号の(5)中「(4)」を「(3)及び(4)」に、「放射妨害波」を「並びに放射妨害波」に、「妨害波電力」を「電界強度」に改める。

第四十六条の三第一項第七号の(2)を削り、同号の(3)中「放射妨害波」を「並びに放射妨害波」に、「妨害波電力」を「電界強度」に改め、同(3)を同号の(2)とする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の施行規則第四十六条の二第一項の規定による総務大臣の指定を受けている無電極放電ランプの型式の条件については、この省令による改正後の施

行規則第四十六条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間にした無電極放電ランプの型式の指定の申請については、改正前の施行規則第四十六条の二第一項第八号の規定は、なおその効力を有する。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされた改正前の施行規則第四十六条の二第一項第八号の規定による指定を受けた無電極放電ランプの型式の条件については、なお従前の例による。